

## 特定業務従事者の健康診断を実施しました

当社では、労働安全衛生法第 66 条（健康診断）、労働安全衛生規則第 45 条（特定業務従事者の健康診断）に基づき、6 か月以内ごとに 1 回、特定業務従事者の健康診断を実施しています。

瀬戸地区（本社営業所、尾張営業所、瀬戸営業所）では、10 月 14 日（土）、11 月 11 日（土）の 2 回に分けて特定業務従事者向けに健康診断を実施し、127 名が受診しました。

特定業務従事者の健康診断は、労働安全衛生規則に定められている 13 の業務について、6 か月以内ごとに 1 回、健康診断を実施することが求められているもので、このうち深夜時間帯（午後 10 時から午前 5 時まで）に業務に従事する場合も含まれます。

当社は、法令に定められた特定業務従事者の健康診断を実施し、従業員の健康の保持・増進を図り、業務への支障を防ぐよう取り組んでいます。

